

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【人事委員会】

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 - 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則
 - 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 - 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
 - 岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 - 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正
- （以上県例規集登載）

人事委員会

〃

〃

〃

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「総合政策局（公聴広報課及び統計分析課に属する者を除く。）」を「総合政策局」に、「並びに人事班」を「並びに地方創生推進室、人事班」に、「並びに政策推進課及び」を「並びに秘書課、政策推進課、行政改革推進室及び」に改め、「総括主幹（人事、給与又は予算の事務を行う者）の下に「及び給与班に属する者」を、「政策推進課」の下に「地方創生推進室、」を加え、「給与班及び」を「及び」に、「人事班」を「地方創生推進室、人事班」に改め、同部出先機関の項

中 館長

を

副館長

に、

交通事故相談所

所長 支所長

を

交通事故相談所

所長

に、「部長

総務課長 総括副参事（人事の事務を行う者に限る。） 主幹（人事の事務を行う者に限る。）を「参与 部長 総務課長 総括副参事（人事の事務を行う者に限る。） 副参事（人事の事務を行う者に限る。） 主幹（人事の事務を行う者に限る。） 主任（人事の事務を行う者に限る。）」に、

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則

消防学校

消防学校
岡山量子科学研究所

校長
教頭

校長
教頭
次長

に改める。

を

◎岡山県人事委員会規則第十二号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「第六十五条」を「第六十四条の三」に改める。

別表知事部局の項中「政策推進監、産業戦略監、都市局長」を「産業戦略監」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第十三号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事部局の項中

行財政改革推進監

を

都市局長
政策推進監
行財政改革推進監

に、

危機管理監
政策推進監

を

危機管理監

に、

県立記録資料館

総括副参事

五級

を

県立記録資料館

総括副参事

五級

に、

副館長

六級

岡山空港管理事務所

次長

六級

消費生活センター

次長

六級

を

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

	副館長 総括参事 統括学芸員	副館長 総括参事	大阪事務所	岡山量子科学研究所	大阪事務所	消費生活センター		岡山空港管理事務所	交通事故相談所
	に、	を	次長	次長	次長	次長	次長	総括副参事	支所長
	次長 主事 特に困難な業務を行う指導主事 特に困難な業務を行う社会教育		六級	五級	六級	六級	六級	五級	六級
	を		に	を		に、			

改め、同表教育委員会の項中

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

特に困難な業務を行う指導主事 特に困難な業務を行う社会教育 主事	次長 総括参事
--	------------

に改め、同表岡山市教育委員会の項を削り、同

表警察の項中

交通管制官 鑑定官

を

上席鑑定官

に、

困難な業務を行う交通管制官 困難な業務を行う鑑定官 少年補導官

を

困難な業務を行う上席鑑定官 隊長 センター長

に改める。

別表第一ホの表岡山市教育委員会の項を削る。

別表第一への表知事部局の項中

三級	五級
----	----

を

三級	四級
----	----

に改め、同表警察の

項中「鑑定官」を「上席鑑定官」に改める。

別表第一チの表岡山市教育委員会の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十四号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第十五号

岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県費負担教職員の給与に関する規則（昭和三十一年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二級地の項中

備前市立三国小学校 真庭市立二川小学校	備前市吉永町加賀美 真庭市種	を
真庭市立二川小学校	真庭市種	に改め、
真庭市立美甘小学校	真庭市美甘	に改め
真庭市立美甘小学校	真庭市美甘	を
備前市立美甘小学校	成羽町布寄	を
真庭市立美甘小学校	成羽町布寄	を

同表の一級地の項中

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第十六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

局長（行政職給料表の九級の職に限る。）
政策推進監

を

局長（行政職給料表の九級の職に限る。）

に、

部次長

を

局長（行政職給料表の八級の職に限る。）
部次長

に、

労働委員会事務局長

を

労働委員会事務局長
政策推進監

に、

館長

六種

を

副館長

八種

に、

所長

二種

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

次
長

を

次 長
総括参事

に改め、同表警察

副館長
参事

を

副館長
総括参事
参事
統括学芸員

に、

を
次 長
参 与
部 長

に改め、同表教育委員会の項中

に、
次 長
部 長

課 長	次長（研究職給料表の四級の職に限る。）	次長（行政職給料表の七級の職に限る。）	所 長
	八種	六種	三種

課 長	次 長
八種	六種

を

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

の項中

検視官（公安職給料表の七級の職に限る。）
管制官（行政職給料表の六級の職に限る。）

を

検視官（公安職給料表の七級の職に限る。）

に、「鑑定

官」を「上席鑑定官」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

岡山県人事委員会事務局処務規程（昭和三十六年岡山県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

別表1の項6中「及び介護休暇」を「介護休暇、介護時間及び子育て支援時間」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。